

第一級海上無線通信士
 第二級海上無線通信士「法規」試験問題
 第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A - 1 次の無線局を開設しようとする場合に、総務大臣の免許を受けなければならない無線局に該当するものを電波法(第4条)の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 2 市民ラジオの無線局
- 3 空中線電力が0.01ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、総務大臣から指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの
- 4 総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局

A - 2 義務船舶局の予備免許の際に、総務大臣から指定される事項に該当しないものを電波法(第8条)の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 工事落成の期限
- 2 電波の型式及び周波数
- 3 識別信号
- 4 空中線電力
- 5 運用義務時間

A - 3 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について、無線設備規則(第41条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局の送信装置は、その空中線電力をその□A□まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が75ワット以下のもの及び別に定めがあるものについては、この限りでない。

F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第S18号の表(VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表)に掲げる周波数の電波を使用するものは、□B□の規定にかかわらず、その空中線電力を□B□以下に容易に低下することができるものでなければならない。

- | | A | B |
|---|---------|--------|
| 1 | 50パーセント | 0.5ワット |
| 2 | 50パーセント | 1ワット |
| 3 | 75パーセント | 0.5ワット |
| 4 | 75パーセント | 1ワット |

A - 4 次の記述は、双方向無線電話の機能試験について、無線局運用規則(第7条及び第8条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

双方向無線電話を備えている□A□においては、その船舶の航行中□B□以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。

の□A□においては、□C□の規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を□C□に通知しなければならない。

- | | A | B | C |
|---|-------|------|---------|
| 1 | 船舶局 | 毎月1回 | 遭難通信責任者 |
| 2 | 船舶局 | 毎週1回 | 船舶の責任者 |
| 3 | 義務船舶局 | 毎月1回 | 船舶の責任者 |
| 4 | 義務船舶局 | 毎週1回 | 遭難通信責任者 |
| 5 | 義務船舶局 | 毎月1回 | 遭難通信責任者 |

A - 5 次の記述は、船舶局の閉局の制限について、無線局運用規則(第41条)の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局は、次に掲げる通信の終了前に閉局してはならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常の場合の無線通信(これらの通信が□A等であって自局に関係がないと認めるものを除く。)
- (2) 通信可能の範囲内にある□Bから受信し、又はこれに送信するすべての通報の送受のための通信(空間の状態その他の事情によってその通信を継続することができない場合のものを除く。)

A	B
1 円滑に行われている場合	海岸局
2 円滑に行われている場合	海岸局及び船舶局
3 遠方で行われている場合	海岸局及び船舶局
4 遠方で行われている場合	海岸局

A - 6 次の記述は、電波法(第65条)の規定により聴守を行わなければならない無線局を無線局運用規則(第42条)の規定に基づき掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波□Aの指定を受けているもの
船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの
船舶局については、次に掲げるもの

- (1) F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局(旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。)
- (2) 電波法第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定により□Bを備える船舶局
- (3) 電波法第33条の規定によりインマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局
海岸局については、F3E電波□Cの指定を受けているもの

A	B	C
1 156.6MHz	狭帯域直接印刷電信装置	156.8MHz
2 156.6MHz	ナブテックス受信機	156.65MHz又は156.8MHz
3 156.525MHz	ナブテックス受信機	156.8MHz
4 156.525MHz	ナブテックス受信機	156.65MHz又は156.8MHz
5 156.525MHz	狭帯域直接印刷電信装置	156.8MHz

A - 7 次の記述は、デジタル選択呼出通信(遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。)における呼出しの反復及び再開について、無線局運用規則(第58条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局における呼出しは、□A以上の間隔をおいて2回送信することができる。

船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔をおいて□B送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□Cの間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

A	B	C
1 30秒間	2回	5分間
2 30秒間	3回	10分間
3 30秒間	3回	15分間
4 45秒間	3回	10分間
5 45秒間	2回	15分間

A - 8 次の記述は、遭難通報について、無線局運用規則(第77条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、□A□、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「□B□」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□C□で示す距離によって表すことができる。

A	B	C
1 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	メーデー	海里
2 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	パン パン	キロメートル
3 必要な間隔をおき、反復して	メーデー	キロメートル
4 必要な間隔をおき、反復して	パン パン	海里

A - 9 次の記述は、海岸局の遭難警報等に対する応答について、無線局運用規則(第81条の8)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数の電波を使用して、□A□により、電波法施行規則別図第1号3(遭難警報の中継に対する応答にあつては、同規則別図第1号2)に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報又は遭難警報の中継が□B□の周波数の電波を使用するものであるときは、受信から□C□の間隔を置いて送信するものとする。

A	B	C
1 デジタル選択呼出装置	中短波帯又は短波帯	1分以上2分45秒以下
2 デジタル選択呼出装置	短波帯	1分以上
3 狭帯域直接印刷電信装置	中短波帯又は短波帯	1分以上
4 狭帯域直接印刷電信装置	短波帯	1分以上
5 無線電話	超短波帯	1分以上2分45秒以下

A - 10 総務大臣が無線局に対し電波法(第72条)の規定により臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当するものを下の番号から選べ。

- 1 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局に混信を与えていると認めるとき。
- 3 運用の停止の命令を受けている無線局を運用していると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 5 免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。

A - 11 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について、電波法(第105条及び第106条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□Aが第66条(遭難通信)第1項(第70条の6(準用)において準用する場合を含む。)の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

遭難通信の取扱いを妨害した者も、□と同様とする。

□Bの未遂罪は、罰する。

船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、□C10年以下の懲役に処する。

	A	B	C
1	無線従事者		3月以上
2	無線従事者	又は	1年以上
3	無線通信の業務に従事する者	又は	3月以上
4	無線通信の業務に従事する者		1年以上

A - 12 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章(第46条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に回答し、及び□B必要な措置をとる義務を負う。

	A	B
1	いずれから発せられたかを問わず	実行可能な場合には
2	いずれから発せられたかを問わず	直ちに
3	自国の領域内で発せられた場合には	直ちに
4	自国の領域内で発せられた場合には	実行可能な場合には

A - 13 次の記述は、虚偽の遭難信号等について、国際電気通信連合憲章(第47条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号□Aの伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□B探知し及び識別するために協力することを約束する。

	A	B
1	、安全信号又は識別信号	自国の管轄の下にある局を
2	、安全信号又は識別信号	いずれの国の管轄の下にある局をも
3	又は安全信号	いずれの国の管轄の下にある局をも
4	又は安全信号	自国の管轄の下にある局を

A - 14 次の記述は、局の検査について、無線通信規則(第549条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局又は船舶地球局が□A国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。□Bは、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。許可書又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。

検査職員は、権限のある当局が交付した□Cを所持しなければならず、船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

	A	B	C
1	所属する	局の通信士	証票又は記章
2	所属する	局の通信士又は責任者	証票
3	寄航する	局の通信士又は責任者	証票又は記章
4	寄航する	局の通信士	証票

A - 15 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章第2規則）に規定する定義を掲げたものである。誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「A 1 海域」とは、デジタル選択呼出しの警報を継続して利用し得る少なくとも一のVHF 海岸局の無線電話の通信圏内の区域であって締約政府が定めるものをいう。
- 2 「A 2 海域」とは、デジタル選択呼出しの警報を継続して利用し得る少なくとも一のMF 海岸局の無線電話の通信圏内の区域(A 1 海域を除く。)であって締約政府が定めるものをいう。
- 3 「A 3 海域」とは、警報を継続して利用し得るインマルサット静止衛星の通信圏内の区域 (A 1 海域及び A 2 海域を除く。)をいう。
- 4 「A 4 海域」とは、A 1 海域、A 2 海域及びA 3 海域を含むすべての区域をいう。

B - 1 次の記述は、A 1 海域、A 2 海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器（当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるもの及び別に定めがあるものを除く。）について、電波法施行規則（第28条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

送信設備及び受信設備の機器

- (1) 超短波帯（156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数帯をいう。以下同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1 台
- (2) 中短波帯（1,606.5kHz を超え 3,900kHz 以下の周波数帯をいう。以下同じ。）及び短波帯（4MHz を超え 26.175MHz 以下の周波数帯をいう。以下同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び□アによる通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）の機器 1 台

遭難自動通報設備の機器

- (1) 捜索救助用レーダートランスポンダ 1 台（旅客船又は総トン数□イ以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び□ウを航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、2 台）
- (2) □エ 1 台

船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

- (1) ナブテックス受信機（F1B 電波 518kHz を受信することができるものに限る。以下同じ。） 1 台
- (2) インマルサット高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。） 1 台

その他の機器

- (1) 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。） 2 台（旅客船又は総トン数□イ以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び□ウを航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、□オ）
- (2) 船舶航空機間双方向無線電話（国際航海に従事する旅客船の義務船舶局に限る。） 1 台
- (3) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 1 台
- (4) 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 1 台

- | | | | | | |
|---------------|-----------------|---------------|--------------|-------|-------|
| 1 500 トン | 2 300 トン | 3 遠洋区域 | 4 遠洋区域又は近海区域 | 5 4 台 | 6 3 台 |
| 7 非常用位置指示無線標識 | 8 衛星非常用位置指示無線標識 | 9 狭帯域直接印刷電信装置 | | | |
| 10 ファクシミリ | | | | | |

B - 2 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について、電波法(第48条の3)の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して□アを経過する日までの間総務省令で定める□イ等の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又は□ウの業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が□イ等の無線設備の操作又は□ウに関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き5年間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
- (3) 総務省令で定める□エの資格を有する者でなくなったとき。
- (4) □オを停止され、その停止の期間が□アを超えたとき。

- 1 3年 2 5年 3 義務船舶局 4 海岸局 5 その監督 6 無線局の管理
- 7 遭難通信責任者 8 無線従事者 9 無線従事者がその業務に従事すること
- 10 船舶局無線従事者証明の効力

B - 3 次の記述は、遭難通信責任者の配置等について、電波法(第50条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

旅客船又は総トン数□ア以上の船舶であって、国際航海に従事するものの□イには、遭難通信責任者(その船舶における遭難通信、緊急通信又は安全通信に関する事項を□ウする者をいう。)として、総務省令で定める無線従事者であって、□エを受けているものを配置しなければならない。

総務大臣は、□に規定するもののほか、必要があると認めるときは、総務省令により、無線局に配置すべき無線従事者の資格(□オ及び□エに係るものを含む。)ごとの員数を定めることができる。

- 1 船舶局無線従事者証明 2 主任無線従事者 3 義務船舶局 4 重要無線通信管理者
- 5 船舶局 6 担当 7 統括管理 8 技能証明 9 300トン 10 500トン

B - 4 次の記述は、安全通報について、無線局運用規則(第94条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して□アを行うものとする。

の規定により□アを行った無線局は、これに引き続いて、次に掲げる□イを前置して安全通報を送信するものとする。

- (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「□ウ」
 - (2) 無線電話による場合にあっては、「□エ」又は「警報」の3回の反復
- 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、(1)の□イの次に□オを前置しなければならない。

- 1 安全信号 2 安全呼出し 3 安全通報の告知 4 緊急信号 5 安全通報の種類
- 6 SECURITE 7 PAN PAN 8 セキュリテ 9 パン パン 10 自局の識別表示

B - 5 次に掲げるもののうち、電波法施行規則(第38条)の規定に照らし国際通信を行う義務船舶局に備え付けておかなければならない書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法及び電波法に基づく命令の集録
- イ 無線従事者選解任届の写し
- ウ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- オ 海上における人命の安全のための国際条約